

秋 田 市 公 報

# あきた

第1210号

令和7年09月10日

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

## 目次

### 規則

|                                   |              |   |
|-----------------------------------|--------------|---|
| 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則 | 障がい福祉課（第37号） | 3 |
| 秋田市母子保健法施行細則の一部を改正する規則            | 子ども健康課（第38号） | 5 |
| 秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則              | 保健総務課（第39号）  | 6 |

### 告示

|                                                                        |                     |    |
|------------------------------------------------------------------------|---------------------|----|
| 指定居宅サービス事業者および指定居宅介護支援事業者の廃止について                                       | 介護保険課（第239号）        | 8  |
| 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について                                     | 介護保険課（第240号）        | 9  |
| 秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について                                       | 環境都市推進課（第241号）      | 10 |
| 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について                      | 交通政策課（第242号）        | 11 |
| 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について                                           | 障がい福祉課（第243号）       | 13 |
| 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について                                        | 障がい福祉課（第244号）       | 14 |
| 令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書および令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書の公示送達について | 市民税課（第245号）         | 15 |
| 国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和7年）の公示送達について                               | 国保年金課（第246号）        | 16 |
| 令和7年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について                                          | 後期高齢医療課（第247号）      | 17 |
| 指定納付受託者の指定について                                                         | 人口減少・移住定住対策課（第248号） | 18 |
| 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について                                     | 介護保険課（第249号）        | 19 |
| 指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者の指定について                                    | 介護保険課（第250号）        | 20 |
| 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について                                | 保護第一課（第251号）        | 21 |

|                                            |                |    |
|--------------------------------------------|----------------|----|
| 令和7年度介護保険料納入通知書の公示送達について                   | 介護保険課（第252号）   | 23 |
| 発令した避難指示の解除について                            | 防災安全対策課（第253号） | 24 |
| 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、廃止および変更について | 保護第一課（第254号）   | 25 |
| 秋田市議会定例会の招集について                            | 総務課（第255号）     | 27 |

## 教委告示

|                 |                |    |
|-----------------|----------------|----|
| 教育委員会定例会の招集について | 教育委員会総務課（第12号） | 28 |
|-----------------|----------------|----|

## 農委告示

|                   |                |    |
|-------------------|----------------|----|
| 農業委員会総会の招集について    | 農業委員会事務局（第11号） | 29 |
| 所有者等を確知できない農地について | 農業委員会事務局（第12号） | 30 |

## 公告

|                      |         |    |
|----------------------|---------|----|
| 建築基準法による道路の指定の廃止について | 建築指導課   | 32 |
| 農用地利用集積等促進計画の認可について  | 農業農村振興課 | 34 |

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 28 日

秋田市長 沼 谷 純

## 秋田市規則第37号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

(身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 1 条 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に改め、同項第 5 号中「同条第17項」を「同条第18項」に改める。

(知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 2 条 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に改め、同項第 5 号中「同条第17項」を「同条第18項」に改める。

(秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正)

第 3 条 次に掲げる規則の規定中「および第12項から第14項まで」を「第12項、第14項および第15項」に改める。

(1) 秋田市助産施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第17号）別表の備考の 3 の(3)

(2) 秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第18号）別表の備考の3の(2)

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

秋田市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 28 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第38号

秋田市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

秋田市母子保健法施行細則（平成 9 年秋田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表中第 8 号を第 9 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次のように加える。

|     |              |             |
|-----|--------------|-------------|
| (3) | 省令第 9 条第 4 項 | 養育医療券再交付申請書 |
|-----|--------------|-------------|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 28 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第39号

秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則

秋田市医療法施行細則（平成 9 年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第20号中「第27条第 3 項」の次に「、第27条の 3 第 2 項」を加え、「診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用予定届」を「診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用予定届」に改め、同表第24号中「エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止届」を「エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項変更届」を「エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素又は陽電子

断層撮影診療用放射性同位元素) 設置届出事項変更届」に改め、同号を同表第24号とし、同表中第22号を第23号とし、第21号の次に次のように加える。

|      |             |                   |
|------|-------------|-------------------|
| (22) | 省令第27条の3第1項 | 診療用放射性同位元素使用器具設置届 |
|------|-------------|-------------------|

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市告示第239号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第82条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第85条の規定により告示する。

令和7年8月4日

秋田市長 沼 谷 純

| 事業者の<br>名 称               | 事業所の<br>名 称                             | 事業所の所在地                | 廃止の年月日    | サービスの<br>種 類 |
|---------------------------|-----------------------------------------|------------------------|-----------|--------------|
| 社会福祉<br>法人秋田<br>県厚生協<br>会 | 南寿園ホームヘルパー<br>ステーション                    | 秋田市上北手猿田<br>字後谷地108番3号 | 令和7年7月31日 | 訪問介護         |
| 株式会社<br>サンメディカル           | あったかい<br>ごセンター<br>秋田指定居<br>宅介護支援<br>事業所 | 秋田市土崎港中央<br>三丁目12番9号   | 令和7年7月31日 | 居宅介護支援       |

秋田市告示第240号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和7年8月4日

秋田市長 沼谷 純

| 事業者の<br>名 称 | 事業所の<br>名 称          | 事業所の所在地                      | 指定の年月日   | サービスの<br>種 類          |
|-------------|----------------------|------------------------------|----------|-----------------------|
| 株式会社<br>虹の街 | 虹の街訪問<br>看護ステーションいずみ | 秋田市泉中央四<br>丁目2番8号<br>T・Kビル1階 | 令和7年8月1日 | 訪問看護、<br>介護予防<br>訪問看護 |

秋田市告示第241号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、  
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年8月5日

秋田市長 沼 谷 純

1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店

佐 藤 由香利

秋田市広面字二階堤17番地7

セブンイレブン 秋田保戸野桜町店

セブンイレブン 秋田広面屋敷田店

2 指定公金事務取扱者に指定した日

令和7年7月24日

3 期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第242号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和7年8月6日

秋田市長 沼 谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 16台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和7年7月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和7年8月6日から令和8年2月6日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転

車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

#### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888－5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834－6497

秋田市告示第243号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年8月6日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：薬局

| 指定<br>番号 | 医療機関<br>の 名 称 | 所 在 地                 | 開 設 者 名                               | 指定年月日        |
|----------|---------------|-----------------------|---------------------------------------|--------------|
| 293      | 元町薬局          | 秋田市御所野元町四丁目14<br>番31号 | 株式会社医薬品情報<br>センター<br>代表取締役<br>小田嶋 一 明 | 令和7年<br>9月1日 |

秋田市告示第244号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年8月6日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

| 指定<br>番号 | 医療機関<br>の 名 称 | 所 在 地                 | 開 設 者 名                             | 廃止年月日         |
|----------|---------------|-----------------------|-------------------------------------|---------------|
| 243      | 元町薬局          | 秋田市御所野元町四丁目14<br>番31号 | 株式会社至誠堂下山<br>薬局本店<br>代表取締役<br>下 山 誠 | 令和7年<br>6月30日 |

秋田市告示第245号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年8月14日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

- (1) 令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書
- (2) 令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書

秋田市告示第246号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったのを、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年8月14日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和7年）

秋田市告示第247号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年8月15日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和7年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第248号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年8月15日

秋田市長 沼谷 純

1 指定納付受託者の名称および所在地

| 名 称             | 所 在 地               |
|-----------------|---------------------|
| 株式会社DMC a i z u | 福島県耶麻郡猪苗代町字葉山7105番地 |

2 指定納付受託者に納付させる歳入

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定納付受託者に納付させる期間

令和7年8月19日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第249号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和7年8月19日

秋田市長 沼谷 純

| 事業者の<br>名 称 | 事業所の<br>名 称                | 事業所の所在地            | 廃止の年月日    | サービスの<br>種 類                                    |
|-------------|----------------------------|--------------------|-----------|-------------------------------------------------|
| 株式会社<br>シンワ | 有料老人<br>ホーム拓<br>稜ハウス<br>割山 | 秋田市新屋朝日町<br>13番25号 | 令和7年8月14日 | 特定施設入<br>居者生活介<br>護、介護予<br>防特定施設<br>入居者生活<br>介護 |

秋田市告示第250号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第78条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和7年8月19日

秋田市長 沼 谷 純

| 事業者の<br>名 称                | 事業所の<br>名 称                    | 事業所の所在地            | 指定の年月日    | サービスの<br>種 類         |
|----------------------------|--------------------------------|--------------------|-----------|----------------------|
| 株式会社シンワ                    | 訪問介護たくりょう                      | 秋田市土崎港南二丁目4番40号    | 令和7年8月15日 | 訪問介護                 |
| 株式会社<br>n e e d s<br>n o w | 定期巡回・<br>時対応型訪問介護看護<br>スマイルコール | 秋田市仁井田二ツ屋二丁目12番42号 | 令和7年8月15日 | 定期巡回・<br>随時対応型訪問介護看護 |

秋田市告示第251号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年8月20日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

| 事業所名称     | 所在地              | 指定年月日    |
|-----------|------------------|----------|
| 佐野薬局赤沼店   | 秋田市広面字近藤堰越31番地4  | 令和7年6月1日 |
| あらや調剤薬局   | 秋田市新屋元町23番5号     | 令和7年7月1日 |
| 長尾薬局御野場店  | 秋田市御野場新町四丁目7番25号 | 令和7年7月1日 |
| ヒロコージ調剤薬局 | 秋田市千秋久保田町3番15号   | 令和7年7月1日 |
| 小町堂薬局     | 秋田市御野場二丁目13番11号  | 令和7年7月1日 |
| てらうち三千刈薬局 | 秋田市寺内字三千刈86番地10  | 令和7年7月1日 |
| いちご調剤薬局   | 秋田市川元山下町7番22号    | 令和7年7月1日 |

|                |                   |          |
|----------------|-------------------|----------|
| 元町薬局           | 秋田市御所野元町四丁目14番31号 | 令和7年7月1日 |
| 旭川スダ薬局         | 秋田市新藤田字大所38番地25   | 令和7年7月1日 |
| 生々堂薬局          | 秋田市中通五丁目5番10号     | 令和7年7月1日 |
| 訪問看護ステーションみなと町 | 秋田市土崎港東二丁目14番7号   | 令和3年8月1日 |

## 2 廃止

| 事業所名称      | 廃止年月日     |
|------------|-----------|
| 池田薬局通町店    | 令和6年4月1日  |
| くまがい日吉歯科医院 | 令和7年6月15日 |
| 中通きょうや薬局   | 令和7年6月30日 |
| 生々堂薬局      | 令和7年6月30日 |

秋田市告示第252号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受け  
るべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年8月21日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和7年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第253号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、次のとおり発令した避難指示を令和7年8月21日午前8時をもって解除したので、同条第5項の規定により告示する。

令和7年8月21日

秋田市長 沼 谷 純

発令した日時、解除した住所および世帯数

令和7年8月20日 午後7時

秋田市全域の土砂災害警戒区域等 26,036世帯

秋田市告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年8月26日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

| 事業所名称                 | 所在地                              | 指定年月日    |
|-----------------------|----------------------------------|----------|
| きらら特定施設入居者生活介護事業所竿燈通り | 秋田市大町二丁目5番1号 きらら<br>アーバンパレス8階・9階 | 令和7年8月1日 |
| 本道の街デイサービスセンター        | 秋田市柳田字川崎138番地                    | 令和7年7月1日 |
| ケアサロンつむぎ合同会社          | 秋田市泉南二丁目1番10号 オーク<br>チップ泉309号室   | 令和7年7月1日 |
| 佐野薬局赤沼店               | 秋田市広面字近藤堰越31番地4                  | 令和7年6月1日 |
| 生々堂薬局                 | 秋田市中通五丁目5番10号                    | 令和7年7月1日 |

2 廃止

| 事業所名称         | 所在地          | 廃止年月日     |
|---------------|--------------|-----------|
| あおぞらデイサービス南通り | 秋田市南通亀の町4番7号 | 令和7年6月15日 |

|            |                            |               |
|------------|----------------------------|---------------|
| 佐野薬局マルナカ店  | 秋田市中通二丁目 1 番36号 マグナスビル 1 階 | 令和 7 年 2 月28日 |
| 生々堂薬局      | 秋田市中通四丁目 1 番51号            | 令和 7 年 6 月30日 |
| 佐野薬局赤沼店    | 秋田市広面字近藤堰添48番地 1           | 令和 7 年 5 月31日 |
| アイランド薬局広面店 | 秋田市広面字近藤堰越31番地 4           | 令和 7 年 5 月31日 |
| 中通六丁目薬局    | 秋田市中通六丁目 1 番55号            | 令和 7 年 5 月10日 |
| 小町堂薬局      | 秋田市御野場二丁目13番11号            | 令和 7 年 6 月30日 |

### 3 変更

| 事業所名称                  | 所在地 |                                            | 変更年月日          |
|------------------------|-----|--------------------------------------------|----------------|
| ニチイケアセンター<br>御所野       | 旧   | 秋田市御所野元町三丁目 3 番 3 号                        | 令和 7 年 4 月11日  |
|                        | 新   | 秋田市御所野湯本五丁目 1 番12号<br>ヨコウンエステート秋田 B 棟105号室 |                |
| パナソニックエイジ<br>フリーショップ秋田 | 旧   | 秋田市新屋島木町 1 番125号                           | 令和 7 年 6 月16日  |
|                        | 新   | 秋田市広面字鍋沼33番地 2                             |                |
| 介護支援センターあ<br>るく        | 旧   | 秋田市保戸野千代田町13番 1 号 セ<br>レクトビル 2 階           | 令和 7 年 7 月 1 日 |
|                        | 新   | 秋田市八橋イサノー丁目13番17号                          |                |

秋田市告示第255号

令和7年9月4日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和7年8月28日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市教委告示第12号

令和7年8月28日午後3時30分秋田市役所5階5－A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和7年8月22日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市農委告示第11号

令和7年8月22日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和7年8月7日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

秋田市農委告示第12号

次の農地は農地法（昭和27年法律第229号）第33条第1項に該当する農地であるので、同条第2項の規定により準用する同法第32条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年8月13日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 農地の所在等

| 所在・地番               | 地目 | 面積<br>(㎡) | 農地に関する<br>権利の種類 | 農地の所有者等<br>の情報   |
|---------------------|----|-----------|-----------------|------------------|
| 秋田市金足岩瀬<br>字才ノ浜46番1 | 田  | 631       | 所有権             | 登記名義人<br>小 野 啓 一 |
| 秋田市金足岩瀬<br>字才ノ浜52番1 | 田  | 332       | 所有権             | 登記名義人<br>小 野 啓 一 |
| 秋田市金足岩瀬<br>字才ノ浜60番  | 田  | 380       | 所有権             | 登記名義人<br>小 野 啓 一 |
| 秋田市金足岩瀬<br>字筑後開71番  | 田  | 1,014     | 所有権             | 登記名義人<br>小 野 啓 一 |
| 秋田市金足岩瀬<br>字筑後開72番  | 田  | 168       | 所有権             | 登記名義人<br>小 野 啓 一 |
| 秋田市金足岩瀬<br>字筑後開83番  | 田  | 1,031     | 所有権             | 登記名義人<br>小 野 啓 一 |

農地法第33条第1項に該当する農地：耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この告示は、農地法第33条第1項の農地について、同条第2項の規定により準用する同法第32条第2項および第3項の規定による探索を行っ

た結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用および収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む。）。

- 3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて秋田市農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名および住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目および面積

- 4 この告示があった日から起算して2か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該告示に係る農地について秋田県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

## 秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定により次のとおり公告する。

令和7年8月19日

秋田市長 沼 谷 純

# 指定廃止路線一覧

| 番号 | 指定月日            | 指定番号    | 幅員<br>(m) | 延長<br>(m) | 指定道路の位置                                                                                                                       | 指定廃止の<br>年月日・番号  |
|----|-----------------|---------|-----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1  | 昭和42年<br>10月19日 | S42-074 | 4.00      | 73.43     | 秋田市横森二丁目180番2の内、180番6の内、180番7の内、181番の内、188番1の内、189番1の内、189番10、189番2、189番3の内、189番4の内、189番5の内、189番6の内、189番7の内、189番8の内および189番9の内 | 令和7年8月19<br>日第1号 |

## 秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和7年8月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年8月25日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。